

平成

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

二十八年

平成二十八年九月二十九日(木曜日)

議事日程(第四号)

平成二十八年九月二十九日 午前十時開議

- 第一 議第五十三号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について  
議第五十五号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第二 議第五十二号 五條市立へき地保育所条例の廃止について  
議第五十四号 平成二十八年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について  
議第五十六号 平成二十八年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第三 認第一号 平成二十七年五條市一般会計歳入歳出決算認定について  
認第二号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認第三号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について  
認第四号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認第五号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認第六号 平成二十七年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認第七号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について  
認第八号 平成二十七年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認第九号 平成二十七年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第 十号 平成二十七年五條市水道事業会計決算認定について
- 第四 同第 二号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第五 推第 二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第六 発議第十一号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書について
- 第七 発議第十二号 市民の利便性を考えたみどり園へのごみ持込み方法等の改善を求める決議について
- 第八 発議第十三号 土砂搬入搬出中継事業に係る周辺住民の生活を守る決議について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
益田	吉田	山田	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
吉田	雅雅	耕		佳		康	雅	清	全	
博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田好紀
副市長	檜内成吉
教育長	堀内伸起
理事（総務部長）	山田和宏
技監	八田勝彦
市長公室長	福塚勝彦
危機管理監	山本修二
すこやか市民部長	坂口慎一
あんしん福祉部長	稲次裕美
産業環境部長	辻田祥友
都市整備部長	河田博幸
教育部長	松井和永
総務部次長（財政課長）	和岡剛明
西吉野支所長	山本利恵
大塔支所長	泉谷進治
水道局長	松本武士
会計管理者	松本智美

十二番 大谷龍雄

事務局職員出席者

秘書課長  
企画政策課長  
土地開発公社事務局長  
西 峰 久 美  
中 本 賢 二  
上 田 幸 則

事務局長  
事務局次長  
事務局係長  
事務局主任  
速記者  
竹 本 勝 治  
久 保 雅 彦  
辰 巳 大 輔  
片 山 仁 美  
柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから、去る十四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、議第五十三号及び議第五十五号を議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会福塚実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十三号及び議第五十五号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十四日の本会議において当委員会に付託され、十五日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十三号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては、予算総額に歳入歳出それぞれ九千四百七十八万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百十八億二千四百七十八万八千円とするもので、歳出予算の主な内容は、地域介護・福祉空間整備等補助金四百二十二万一千円、土砂条例運用支援業務委託料二百二十万円、奈良県産地パワーアップ事業補助金一千六百万円、鳥獣害防止対策材料費追加六千二百三十六万七千円、空き家等実態調査業務委託料一千万円であり、その財源は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金で賄うもので、債務負担行為の補正については、市役所新庁舎建設に伴う大和都市計画用途地域変更支援業務、限度額二百八十三万円を平成二十八年度から平成二十九年度の二箇年事業として追加するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、奈良県産地パワーアップ事業補助金の総事業費及び財源内訳についてただしたのに対し、「総事業費が八億九千四百万円で、財源内訳は国庫支出金が四億四千七百万円、県補助金が一千六百万円、市補助金が四千四百七十万円、地元及びJ Aの負担金が三億八千六百万円である。」との答弁がありました。また、柿以外の野菜や果物についても組合組織であればこの制度を活用できるのかただしたのに対し、「条件を満たせばこの制度を活用できる。」との答弁がありました。

次に、空き家等実態調査の目的についてただしたのに対し、「五條市内にある空き家全体の状況を把握した上で、空き家等対策計画を立て、利活用できる空き家、維持していく空き家、危険な空き家というふうに分類し、データベース化するために行うものである。」との答弁がありました。また、今後の空き家対策の計画についてただしたのに対し、「今年度で実態調査を完了し、来年度で空き家等対策計画を立てていく。」との答弁があり、委員から、空き家対策に関して、いろんな事業が絡むので、関係課とも協議をして進めてもらいたいとの意見がありました。また、空き家の利活用についてただしたのに対し、「空き家を市外の方等に貸したり、売買して活用してまいります。」との答弁がありました。また、空き家を利活用してもらうための周知についてただしたのに対し、「実態調査において空き家の所有者の意向を確認した上で、空き家情報バンク等に登録してもらおうようお願いしていくとともに、ホームページに掲載し、広く公募していきたい。」との答弁が

ありました。また、空き家等実態調査は業者が一から調査するのかわだしたのに対し、「五條市から水道の利用状況や自治会にお願いして空き家情報をいただいたものを業者に提供し、業者が現地確認等を行うものである。」との答弁がありました。また、自治会にお願いする時期についていただいたのに対し、「業者選定を予定している十一月上旬までに情報をいただけるよう事前にお願いを考えている。」との答弁がありました。また、空き家実態調査の範囲についていただいたのに対し、「五條市内全域である。」との答弁がありました。また、危険な空き家等については、特定空き家等に指定して、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言又は指導する。それで改善されない場合は、勧告あるいは命令と順に厳しくなり、最終的には行政代執行を行い、費用を相手方に請求する場合も出てくると考えている。」との答弁があり、委員から、危険空き家が放置されているのは、取り壊しても建築基準法に適合せず建て替えができないことや、高額な撤去費用が掛かることが要因でもある。また、家屋を取り壊したら固定資産税が上がるのが要因となり、放置されている実態もあるとの意見がありました。

次に、議第五十五号 平成二十八年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正で、予算総額に歳入歳出それぞれ一千五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百十八億三千五百二十八万八千円とするもので、歳出予算の主な内容は、市税の過誤納付金及び還付加算金の追加一千万円、介護保険特別会計への繰出金の追加五十万円であり、その財源は、繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された二議案につきましては、慎重審査を経てそれぞれ採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「市立五條文化博物館の休館について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、議第五十二号、議第五十四号及び議第五十六号を議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十二号、議第五十四号及び議第五十六号の三議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十四日の本会議において当委員会に付託され、十六日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十二号 五條市立へき地保育所条例の廃止につきましては、五條市立へき地保育所として設置されている城戸保育所を廃止するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、西吉野町及び大塔町の過去五年間の出生数及び保育所等に通園している状況についてただしたのに対し、「子供の数ということで答えさせていただくと、西吉野町はゼロ歳児が九名、一歳児が十名、二歳児が十二名、三歳児が十一名、四歳児が七名、五歳児が十二名であるが、通常であれば城戸保育所を通園区域とする四地区の数としては、ゼロ歳児が一名、一歳児が二名、二歳児が二名、三歳児がゼロ名、四歳児が一名、五歳児が三名となっている。また、大塔町については、ゼロ歳児が

ら四歳児がそれぞれゼロ名で五歳児が一名となっている。また、両地域の子供は、西吉野幼稚園や市内の保育所に通園している状況である。」との答弁がありました。また、廃止することに対する保護者の理解・了解についてただしたのに対し、「今年の六月に地区自治連合会長に説明をし、地区自治連合会長から各单位自治会に説明していただき、城戸保育所がある川岸自治会と城戸自治会においては役員会等で説明をしていただいた。その地区の意見としては、『非常に残念なことではあるが、致し方ない。』ということでの了解をいただいている。」との答弁がありました。また、用途廃止の内容については地元の方と考えたが、特に活用案もなく、また地代も掛かることもあり解体することでの了解を得ている。」との答弁がありました。委員から、解体の結論は慎重にしてもらいたいとの意見がありました。

次に、議第五十四号 平成二十八年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ四千八百三十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十九億五千八百八十三万八千円とするもので、歳出予算としては、介護保険財政調整基金積立金追加三千八百九十一万二千元、国・県・支払基金への返還金追加九百四十二万六千円で、その財源は、前年度繰越金四千八百三十三万八千円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険財政調整基金の総額についてただしたのに対し、「現時点の基金残高が一億八千四百四十万二千元で、今回補正に計上している基金を積み立てると二億二千三百三十一万四千円になる。」との答弁がありました。また、積立金の目的についてただしたのに対し、「介護保険事業は三年を一期とした中期財政運営であるため、介護保険料の上昇幅を抑制するために積み立てている。」との答弁がありました。委員から、基金を活用して、介護保険料の上昇や介護事業者への補助金の削減にならないように精査してもらいたいとの意見がありました。

次に、議第五十六号 平成二十八年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十九億五千二百三十三万八千円とするもので、歳出予算としては、介護保険料還付金追加五十万円で、その財源は、一般会計からの事務費繰入金五十万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険料還付金追加になった理由についてただしたのに対し、「過年度に溯った住民税の申告により、課税世帯から非課税世帯になった世帯が例年より多かつたため、還付金を補正するものである。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された三議案につきましては、慎重審査を経てそれぞれ採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「みどり園へのごみ持込方法等の変更について」及び「花咲寮の進捗状況について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては決算審査特別委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会 佳秀委員長。

〔決算審査特別委員長 佳秀登壇〕

○決算審査特別委員長（佳秀）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十四日の本会議におきまして、平成二十七年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、吉田雅範議員、山口耕司議員、福塚 実議員、牧野雅一議員、平岡清司議員、養田全康議員、そして私、窪 佳秀の七名が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、窪 佳秀が、副委員長に平岡清司委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については、二十日から二十三日までの三日間とすること並びに審査方法・順序について協議しました。

以下、二十日に開会いたしました当委員会での審査の経過と結果について、その概要を報告いたします。

まず、初日の二十日につきましては、午前十時に開会いたしました。台風十六号が本市に接近している状況であり、災害に備えて万全を期すため、予定していた審査を取りやめ、二十一日の午前十時から審査を行うことを決定しました。

翌二十一日、午前十時に再開し審査を行いました。

冒頭、理事者から昨日の台風十六号への対応について報告があった後、審査に入り、審査の方法は、まず、各会計の概要説明ののち総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行うこととし、審査の順序は、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 防災行政無線の整備状況についてただしたのに対し、「現在、西吉野地区全域が完了し、五條地区の整備を行っており、約六〇パーセントの進捗率である。」との答弁がありました。また、設置工事における市内業者の参加についてただしたのに対し、「市内業者は入っていない。」との答弁がありました。また、防災行政無線が聞こえない場所への対応についてただしたのに対し、「あくまで机上で計算して設置しているため、音の伝達について実際には確認できていないので、防災行政無線の設置後、実際に検証をして聞こえるようスピーカーの角度や種類を検討し、それでも駄目な場合はスピーカーの増設等についても検討していきたい。」との答弁がありました。また、工事全体の金額についてただしたのに対し、「平成二十七年度和平成二十八年年度の二箇年事業で、総額六億三千四百六十九万円である。」との答弁があり、委員から、六億円もの工事に対し、市内の業者が入っていないので、今後は共同企業体を組んで工事に参加できるように進んでもらいたいとの意見がありました。

二 南奈良総合医療センターへのアクセス道路となる市道西阿田阿田峰線の進捗状況についてただしたのに対し、「大野新田側に関しては、用地取得ができたところから拡幅工事を進めており、西阿田町東阿田町側の区間は、平成二十七年より地形測量と予備設計を発注している状

況である。また、平成二十七年度に西阿田地区で三回、平成二十八年度に東阿田地区で二回説明会を開催している。」との答弁があり、委員から、説明会の時期に差があることについてただしたのに対し、「西阿田地区から先に調整して工事に入ったためである。」との答弁がありました。また、この道路の計画ルート上にある住民の駐車場への出入りに支障をきたすことについてただしたのに対し、「当事者と協議しルートを若干変更するよう考えている。」との答弁がありました。また、しゅん工予定についてただしたのに対し、「平成三十一年のしゅん工を目指している。」との答弁があり、委員から、地元の方に周知をお願いしたいとの意見がありました。

三 防犯灯の管理についてただしたのに対し、「防犯灯の維持管理は自治会をお願いしている。また、補助制度として、LEDが二万円、それ以外は一万円、申請のあった自治会に対して補助を行っている。」との答弁がありました。また、電球がすぐ切れてしまう防犯灯をLEDに付け替えるための補助についてただしたのに対し、「防犯灯への補助制度の予算措置を増額して拡充しているので活用いただきたい。」との答弁がありました。

四 随意契約先の業者や金額の検証についてただしたのに対し、「検証はしていない。」との答弁がありました。また、随意契約については、市内の業者に対して平等に発注する提言を過去に議員がしたことについてただしたのに対し、「まだ、見直しに至っておらず、意識改革も含め取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。また、一定の業者に偏りがないようにしてもらいたいとの意見に対し、「過去の実績を調べて速やかに対応したい。」との答弁がありました。

五 台風十六号の被害状況について理事者に確認した後、西吉野支所の耐震化及び高齢者や障害者の方に必要なエレベーターの設置についてただしたのに対し、「耐震化については優先順位を付けて進めてまいりたい。また、エレベーターの設置については、まず、ほかの施設を利用することも検討し、どうしても必要な部分は財政状況も踏まえ総合的に判断して対応を考える方向で進めてまいりたい。」との答弁がありました。

六 建設課の道路等の維持管理費の現状についてただしたのに対し、「予算については各支所から調査の提出を求め、一元化して建設課で計上しており、パトロールによる道路の劣化箇所や地元自治会からの要望箇所について補修等を行っている。」との答弁があり、委員から、市民の利便性を図るため維持管理費の増額をお願いしたいとの意見がありました。

七 五條野原青空市場及び二見漁港魚市線への市職員の関わりについてただしたのに対し、「企業観光戦略課の職員全員が手伝いで参加している。」との答弁がありました。また、二見漁港魚市線は市からお願いしてやってもらっているのかただしたのに対し、「二見地区からイベン

トをしたいので協力をお願いしたいということである。」との答弁がありました。また、自治会でしていただくのは有り難いが、自治会が主になってやるべきで、市の職員を主として使うことについてただしたのに対し、「いろいろな場面で行政に協力していただいていることもあるのでそういうこともある。」との答弁がありましたが、委員から、補助金を出している事業に対し、市の職員が補佐的に関わるのは良いが、主体的になるのは考えるべきであるとの意見がありました。

八 西吉野町の旧白銀北小・中学校のグラウンドですることになっていた災害救助犬の訓練の状況についてただしたのに対し、「平成二十七年  
度の白銀北部の自治会長に事業説明をしたが、新自治会長に替わることもあり新自治会長に説明するところで止まっており、訓練は実施して  
いない状況である。」との答弁があり、委員から、自治会長も承諾しているので訓練を開始してもらいたいとの意見がありました。

九 市税等の滞納者の人数と金額についてただしたのに対し、「平成二十七年  
度における滞納者数は一千四百五十五人で、金額は約一億三千七  
百七十一万円である。」との答弁がありました。また、時効についてただしたのに対し、「基本的に五年で時効となるが、差押えについては、  
督促状を發した日から十日を経過した日までに完納されなければ、差し押さえることにより時効が中断するものである。」との答弁がありま  
した。また、差し押さえる物件がない場合の対応についてただしたのに対し、「分納の相談をして、完納してもらえよう取り組んでい  
る。」との答弁がありました。また、滞納者が死亡した場合の対応についてただしたのに対し、「相続者に求償していくが、相続放棄の場合  
は財産管理人を立てて最終的に換価するものである。」との答弁がありました。また、差し押さえた場合、他の債権者との優先順位について  
ただしたのに対し、「市税等の法定納期限と債権者の抵当権設定日の早い方に優先権がある。」との答弁がありました。また、差し押さえた  
物件の現金化についてただしたのに対し、「生活の拠点となる土地・建物については、滞納者といえども市民であるので強権はふるえないが、  
徴収率を上げるよう取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

十 障害者優先調達推進法に対する五條市の取組状況についてただしたのに対し、「五條市障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき調  
達基準を定めており、概略としては、障害者就労施設等からのみ供給が可能なものについては、障害者就労施設等から全量を調達し、市外の  
障害者就労施設等と競合する場合は、市内から全量を調達する。また、障害者就労施設等と市内の民間事業者のどちらからも供給可能な場合  
は、予定数量の一〇パーセント程度を障害者就労施設等から調達し、障害者就労施設等で供給できないものは市内事業者を優先することとし  
ている。」との答弁がありました。また、各部署における取組状況についてただしたのに対し、「学校給食用のパン・会議やイベント等にお  
ける弁当・式典の記念品・堆肥化の促進液等の購入や、ひまわり栽培や仕分け作業をお願いしている。また、市職員による物品の購入促進を

図っている。」との答弁がありました。委員から、障害者の方々の働く場の創出により生きがいを持っていただくための法律であり、しっかり取り組むことよって、市内の障害者就労施設等の充実が図られ、市内で安心して就労できる環境が整うことになるので、法律の趣旨目的を十分理解して前向きに取り組んでもらいたいとの意見がありました。

昼食のため午前十一時四十五分に休憩し、午後零時五十六分から審査を再開しました。

十一 起業家支援施設「大野屋」の現状及び今後の見通しについて。平成二十七年五月から運用を開始し、魅力あるお店づくりのセミナーを開催するとともに、希望者を募り十一月頃までは多くの希望者があったが、現在は新規の希望者は余りない状況である。今後は、PRに努めながら運用スケジュールも精査するとともに、セミナー等の開催によりソフト面で支援していききたい。最終的には指定管理の導入も視野に入れ検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、過去の参加者が実際に店舗を構えた実績について。ただしたのに対し、「確認はしていないが、ないと思われる。」との答弁がありました。また、販売やセミナーの開催に対して地域の了解は必要なのか。ただしたのに対し、「了解を取る必要はない。」との答弁がありました。過去に地域の受入態勢が理由で施設の利用者が二度と利用したくないとの話もあるので、地域の方々の理解を得られる取組をお願いしたいとの意見がありました。

十二 田殿地区の残土処分場の土砂問題の現状について。ただしたのに対し、「平成二十八年八月二日、裁判所から審尋の通知が届いた。八月九日、橋本市まちづくり課が来庁し、仮処分申立ての内容を建設課が説明をし、橋本市からは市道田殿六号線の舗装復旧工事の計画があり協力依頼があった。八月十二日、第一回審尋があり債権者側弁護士が申立ての内容を述べ、市としては盛土の除去義務は五條開発株式会社であり、共同不法行為の申立ての却下を求めた。五條開発株式会社は書面のみで当事者は欠席であった。八月二十九日、関係官庁と協議をし、奈良県森林整備課から森林法違反に伴う是正措置に向けていくとの報告があった。八月三十日、以前市が送付した警告書の回答がないため、再度警告書を送付した。九月一日、五條開発株式会社から土砂除去や土砂の流出対策を全て実施するのは金銭的に困難であるため、同様に仮処分を求められている五條市に補助金や助成金等の資金援助を求める要望書が届いた。また現在、奈良県が五條開発株式会社に対し、土砂撤去計画書を是正するよう指導監督書を通していることから、市に対しても土砂撤去計画書を提出するよう通知を行う予定である。九月七日、第二回審尋があり、五條開発株式会社側の弁護士も参加し、三者により意見交換をした。五條開発株式会社側の弁護士は、崩落の可能性は低いとしながらも和解の方向性を示したこと、現地の応急対策を中心に話が進展し、五條市の発言は余り求められなかった。第三回審尋は九月二十八日に決定した。」との答弁があり、市民の不安を払拭するためにも市民に対し進捗状況や市の考えを周知することについて。ただした

のに対し、「弁護士とも相談しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十三 ドライブレコーダー装着に対する補助事業の現状及び今後の計画についてただしたのに対し、「平成二十七年度は五十一台分、四十七万九千百円を交付し、平成二十八年度は現在までに百七十五台分、百六十三万一千三百円を交付した。今後は普及促進のため、学校の先生・保護者の車両に装着してもらい子供を見守る『子供見守り隊』の拡大により普及を進めていきたい。」との答弁がありました。また、設置者との防犯に対する連携についてただしたのに対し、「補助金の申請段階で事件や事故の際に協力いただきたいたとの説明をされており、実際に捜査に協力いただいた事例もある。」との答弁がありました。また、防犯カメラの設置計画についてただしたのに対し、「防犯カメラの重要性は十分認識している。自治会での設置事例との連携や奈良県への補助金の要望を行い工夫をしまいたい。」との答弁があり、委員から、限られた予算で最大限の効果が出るよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十四 無電柱化事業の進捗状況についてただしたのに対し、「設計委託業者を探している状況である。」との答弁があり、委員から、この事業に対しては国から最大八〇パーセントの補助金がもらえる。また、この補助金は管の埋め込み後の舗装にも適用できるので、結果的に道路舗装にも補助金を活用できるものである。また、市内業者に工事をしてもらえれば市民が潤うとともに、市にとっても税金として戻ってくるようになるので是非積極的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十五 市民から出された道路舗装等に対する要望・陳情への対応についてただしたのに対し、「要望書の提出があった場合、現地確認を行い検討し、市の職員で対応できるものは早急に対応し、請負工事をする場合は再度要望者にお会いし、通行規制等の相談をして工事を進めることになるが、要望者に対して連絡・報告・相談が足りていない部分もあり、改善に向け取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。また、道路舗装は一括して入札に掛けるのかただしたのに対し、「優先順位を決め、幾つかの舗装工事をまとめて工事請負を出している。」との答弁がありました。また、要望等への対応について部課長会での周知についてただしたのに対し、「現状は周知できていない部分もあり反省している。最近、部長・次長級が意見交換をして情報共有する場をスタートさせたので、その中でさらに取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、市長の指導の下、取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十六 五條インターチェンジ周辺での道の駅設置への取組状況についてただしたのに対し、「今年度は基本計画の素案を作成する業務委託を行い、次年度からは、整備事業方法を幅広く検討するため、民間事業者の資金やノウハウを活用し、施設の設計・建設から運営・維持管理までを一括して発注することでコストを削減し、効率的かつ質の高いサービスの提供が期待できるPFI方式の導入可能性調査を予定している。

調査結果により、PFI方式の導入が可能となれば、平成二十九年度から事業者の募集・選定を行い、平成三十年度から平成三十二年度に掛け、施設設計及び建設を進める予定である。」との答弁がありました。また、PFI方式を活用した事例についてただしたのに対し、「事例としては、京都縦貫自動車道の京丹波町に道の駅があり、建物の設計・建設から入店する店舗も地元のショッピングストアの店主が考えてやっております。繁盛している状況である。」との答弁がありました。また、建設に対する交付金・補助金についてただしたのに対し、「国土交通省・農林水産省関係の補助金について模索している状況である。」との答弁がありました。また、市としての構想についてただしたのに対し、「近隣の道の駅と違った、五條市のオリジナルを考えていきたい。また、国や県の補助金等を有効に活用していくために、道の駅のみにこだわらず違った補助制度を使うことも視野に入れ工夫していきたい。また、目的を市民中心とするのか来訪者を対象にするのか考えなければならぬので総合的に判断してまいりたい。」との答弁がありました。

十七 賀名生の里歴史民俗資料館の下にある公衆トイレの状況についてただしたのに対し、「今年度において解体する予定である。」との答弁がありました。また、代わりになるトイレについてただしたのに対し、「無料で使える賀名生の里歴史民俗資料館のトイレや旧賀名生小学校の体育館のトイレがある。」との答弁がありました。また、旧賀名生小学校の体育館のトイレの使用状況についてただしたのに対し、「体育館の利用者、梅林等の観光客、避難所として使用するときの避難者等が使用する。」との答弁がありました。また、便器が小学生のサイズであることや、洋式トイレが少ないことについてただしたのに対し、「老朽化していることもあり便器等も再度調査をして対応してまいりたい。」との答弁があり、委員から、地元の方と相談しながら対応していただきたいとの意見がありました。

十八 みどり園へのごみの持込みが予約制になった経緯・経過については、持込みごみの現状については、「持込みごみの現状については、ごみの分別が悪い場合や不適切物の混入があったり、計量ごみについては、産業廃棄物や市外からの搬入例も見受けられることもあり、市外ごみ及び産業廃棄物の排除、ごみの積み替え時の安全確保、施設内の美化等を目的に事前申請制を導入するとともにごみの持込み時間も変更するものである。」との答弁がありました。また、ごみを持ち込まれる方が不便になる内容であるが、変更や改善の考えがあるのかただしたのに対し、「現場で聞き取りを行った上で、市として判断していきたい。」との答弁があり、委員から、ごみを持ち込む方のほとんどが善良な市民であるので、利便性を考え改善する方向で検討してもらいたいとの意見がありました。

十九 小・中学校の避難訓練において、軽度のけが等の処置を教えているのかただしたのに対し、「承知していませんので、後刻調査をして回答させてもらいたい。」との答弁があり、委員から、被災したときに簡単な処置が役に立つとともに、医療関係に興味を持つことにもなるので

取り入れてもらいたいとの意見がありました。

二十 地方公会計制度への取組の現状についてただしたのに対し、「平成二十八年度決算からの運用に向け、全国統一モデルへの移行作業を進めている状況である。具体的には、固定資産情報の抽出・精査や平成二十七年度決算における歳入歳出データの仕分け作業を行っている。」との答弁がありました。また、地方公会計制度に対する市職員の教育や研修等の取組についてただしたのに対し、「所管課だけでなく、全庁的な利活用が必要であり、当該制度の内容や利活用方法について市職員の知識向上が重要である。従前から公会計担当者を実務の研修に派遣しているが、今後は全職員向けに研修プログラムを作成し広げてまいりたい。」との答弁がありました。また、公会計制度の実施に合う職員研修についてただしたのに対し、「平成二十九年二月に全国統一モデルに移行する予定であり、新年度当初から職員研修について考えてまいりたい。」との答弁がありました。

二十一 県内・市内におけるはしかの発症状況についてただしたのに対し、「現時点では県内では発症していない。」との答弁がありました。また、ワクチンの確保状況と接種の可否についてただしたのに対し、「市内医療機関においては、定期接種分のワクチンは確保できているが、任意の接種は現在断っていると聞いている。」との答弁がありました。また、国からの注意喚起及び五條市のホームページの内容についてただしたのに対し、「手元に資料がない。」との答弁があり、委員から、通告してある内容であるとの意見がありました。

内容確認のため、午後二時十五分に休憩し、午後二時三十分再開しました。

再開後、五條市のホームページに掲載している内容には問題がないが、「定期接種の対象になったら」という表現があるが、話し言葉で適当でないことについてただしたのに対し、「そのとおりであり、注意深くミスのないように取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

二十二 幼保一元化への取組の現状と今後についてただしたのに対し、「平成二十七年三月に五條市子ども子育て会議から、五條市幼稚園、保育所の在り方について答申があり、内部で整備の時期や配置、私立との関わりなどを検証しているところであるが、学校適正化の推移とともに検証が必要である。今後の取組としては、大きな課題が二つ有り、一つは、答申では公立の認定こども園を市内全域において、二から三箇所整備するとされたが、今後の児童数を考慮してどちらが適正かということ、二つ目は学校適正化も踏まえた中で、場所をどこにするかということである。そのため、十月に予定されている学校適正化基本計画の素案ができれば、五條市子ども子育て会議において検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、幼保一体型の認定こども園の完成時期についてただしたのに対し、「時期については明確化されていない。」との答弁がありました。

二十三 心のケアへの取組状況についてただしたのに対し、「現在、心の健康相談を行っており、平成二十三年九月に発生した台風十二号の被災者支援のために、奈良県から臨床心理士が派遣されたことから相談が開始され、平成二十三年十二月以降は市の事業として、月に二回、年間二十四回相談を実施している。相談実績は、平成二十六年が実人員十九名、延べ人数五十五名、平成二十七年が実人員十三名、延べ人数が四十三名となっている。」との答弁がありました。また、事業に係る費用についてただしたのに対し、「一回二万円で年間二十四回なので四十八万円である。」との答弁がありました。また、財源についてただしたのに対し、「奈良県の補助金が二分の一、市の一般財源が二分の一である。」との答弁がありました。また、同じ方が相談に来られることが多いのだが、利用者を増やすことについてただしたのに対し、「広報活動に努めてまいりたい。」との答弁がありました。また、五條市の自殺者の現状についてただしたのに対し、「平成二十五年は七名、平成二十六年が二名、平成二十七年は暫定値であるが十二名である。」との答弁がありました。また、相談に来られない方に対して国の補助金を使った事業として『このころの体温計』があるが、市としての取組についてただしたのに対し、「導入に向け十分検討してまいりたい。」との答弁がありました。

二十四 介護保険を使用した住宅改修を行った家を実際に見たことがあるかただしたのに対し、「実際には見ていないが、書類上では確認をした。」との答弁がありました。

午後三時に休憩し、午後三時十五分から審査を再開しました。

二十五 熊本地震の現地調査における所要時間及び市職員が過ごした状況についてただしたのに対し、「四月十九日の午後五時に出発をして四月二十二日の午前十時帰庁したもので、所要時間は十四時間ぐらいである。また、現地では二十日の夜のみ益城町にある陸上自衛隊高遊原分屯地内を間借りして仮眠を取り、後は車中で過ごした状況である。」との答弁がありました。また、災害時や災害支援のために車内で足を伸ばして仮眠がとれるような大型車両の確保についてただしたのに対し、「所有していない。」との答弁があり、そういう車両の配備も必要であるとの意見がありました。

二十六 特定空き家に対する条例整備の取組状況についてただしたのに対し、「空き家等対策の推進に関する特別措置法は平成二十七年二月二十六日に施行され、その後、国・県の説明会等により、条例の制定を行わなくても法に基づき対応できることになった。また、奈良県が対策の主体となる市町村を支援するため、空き家対策連絡会議を設置し、特定空き家の判断基準や市町村が組織する協議会の在り方について平成二十八年度中に議論が行われる。これらを受けた後、本年度実施される空き家の実地調査の結果を基に協議会の設置、空き家対策計画の策定

を行い、特定空き家への対応を行う予定である。」との答弁があり、委員から、迅速に対応してもらいたいとの意見がありました。

二十七 高齢者の住宅環境整備への取組についてただしたのに対し、「平成二十七年十二月の答弁と同じ状況であり、奈良県との包括協定のテールには乗ったが、具体的に進展したものはない。」との答弁がありましたが、委員から、不要になった施設や空き家等の有効活用も考慮して進めてもらいたいとの意見がありました。

二十八 南奈良総合医療センター開院後の小児科における外来患者数及び平成二十八年四月までの五條病院の小児科における外来患者数についてただしたのに対し、「南奈良総合医療センターに関しては、平成二十八年四月から八月までの小児科の外来患者数は三千八百五十四名で、その内五條市民は一千五十六名である。奈良県立五條病院については資料請求したが、分からないということであった。」との答弁がありました。また、後日でいいので南奈良総合医療センター開院後の小児科に掛かった五條市民の受診数及び受診内容、平成二十八年四月までの奈良県立五條病院の小児科に掛かった五條市民の受診数及び受診内容について報告を求める意見がありました。

二十九 市職員の携帯電話を公務に使用することに対する手立てについてただしたのに対し、「市としては何も手立てはしておらず、議論もしていない状況である。」との答弁があり、委員から、例えば手当を考える等の協議をしてもらいたいとの意見がありました。

三十 各部署における繰越予算の執行状況及び平成二十七年度から平成二十八年度に繰越した事業の執行状況及び平成二十八年度予算の執行状況についてただしたのに対し、「総務部の繰越事業については、十月又は十二月に入札予定で、現年事業については概ね順調に進んでいる。市長公室の繰越事業については、計画通りに進んでいて、現年事業についても予定どおり進んでいる。危機統括室の繰越事業については、二事業の内一つは完了し、残りは六〇パーセントの進捗率で、現年事業については、全体で八六パーセントの進捗率である。すこやか市民部の繰越事業については、五月現在で二八パーセントの進捗率で、現年事業については繰越事業が終わっていないので執行していない。あんしん福祉部の繰越事業については終了していて、現年事業については六一・五パーセントの進捗率である。産業環境部農林政策課の繰越事業については、六六・七パーセントの進捗率で、現年事業については、四六パーセントの進捗率である。みどり園の繰越事業はなく現年事業については、未発注である。企業観光戦略課の繰越事業はなく、現年事業については、四二・九パーセントの進捗率である。生活環境課の繰越事業はなく、現年事業については、未発注である。都市整備部の繰越事業については、七一・三パーセントの進捗率で、現年事業については、四二・九五パーセントである。教育委員会の繰越事業はなく、現年事業については、教育総務課が五三・八パーセント、生涯学習課が五〇パーセントである。西吉野支所については順調に進んでいる。大塔支所の繰越事業については、八五パーセントの進捗率で、現年事業については、

十二月頃の執行予定である。水道局の繰越事業については、二五パーセントの進捗率で、現年事業については、三八パーセントの進捗率で、簡易水道事業については、未発注である。」との答弁があり、委員から、市民に必要な予算なので工夫をして繰越しをなくす方向で取り組んでもらいたいとの意見がありました。

三十一 観光ルートの確立の現状についてただしたのに対し、「平成三十一年に榮山寺が創建一三〇〇年を迎えるため、平成二十六年度に井上内親王生誕一三〇〇年を記念して作成したウォークマップや株式会社メンバー等の協力を得ながら考えていきたい。」との答弁がありました。が、委員から、企業観光戦略課の仕事であるが、イベント等への手伝い等が多すぎて、本来すべき仕事がおろそかになっているのではないかと意見がありました。

三十二 土砂条例の中で周辺住民の同意が必要ない理由についてただしたのに対し、「基本的には地元同意をとっていただきたいが、例えば市が確認をして基準をクリアしているのに、感情的な部分で例えば自分が好まない方がやっているからという判断で同意をしないような場合は、同意を得なくても許可を出すということである。」との答弁がありました。

三十三 五條市内の自治会の推移についてただしたのに対し、「五條市内に二百九十六の自治会があり、加入世帯の推移については、平成二十五年が七二・六パーセント、平成二十六年が七一・九三パーセント、平成二十七年が七〇・三パーセントであり、現時点では六九・二七パーセントである。」との答弁がありました。また、各自治会の自治会費についてただしたのに対し、「把握していない。」との答弁がありました。また、自治会の役割についてただしたのに対し、「地縁に基づき形成された団体で、主に地域活動、文化活動、慶弔、社会福祉活動、防災や行政機関への要望活動等を行うものと認識している。」との答弁がありました。また、昔と違い、アンケート調査で自治会が不必要であると考えられる方が約半数いる状況もある中、行政における自治会の位置付けについてただしたのに対し、「法的な位置付けにおいても任意団体であり、市の担当窓口として行政と自治会が、どういう在り方がいいのか協議をできればと考えている。」との答弁があり、委員から、本来の自治会の趣旨・目的・役割に対し、周りが変わってきているので認識をして取り組んでもらいたいとの意見がありました。

三十四 ハートピアさくらの前の道路について、過去に横断歩道や信号機の設置要望があったが、当時は通行量が少なく設置に至っていないが、当時と現在の通行量についてただしたのに対し、「資料を持っていないので後日報告させていただきたい。」との答弁がありました。また、通行量も多く中央公園への来園者も増えているので横断歩道や信号機の設置を検討することについてただしたのに対し、「危機管理課と一緒に警察の方へ要望してまいりたい。」との答弁がありました。

三十五 数年前に新町・本町地区の一部が奈良県のモデル地区として、ゾーン三〇の交通規制がされたが、スピード違反の取締り状況について  
ただしたのに対し、「取締りについては把握していないが、かなりのスピードで走っている車があるのであれば、警察に申入れをしていき  
たい。」との答弁があり、委員から、取締まることにより抑止力になるのでお願いしたいとの意見がありました。

以上、午後四時四十分には総括質問が終了し、閉会しました。

二十三日、午前九時五十七分に審査を再開しました。

冒頭、理事者から、去る二十一日の委員会での答弁において訂正があるということで許可後、理事者から「ハートピアさくらの前の道路に  
信号機等の設置について要望していく旨の答弁をしたが、通行規制に当たるので、警察庁の信号機の指針や横断歩道の設置基準を満たす必要  
があり、今後、道路管理部署とも連携して調査研究し、地元の意見も聞きながら検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、私か  
ら今回の訂正は一部言葉が足らなかったと受け取るが、理事者の答弁は十分責任を持って答弁するよう申し上げ、一般会計の歳出について審  
査を行いました。

議会費については質疑がありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 広報紙の配布方法別の件数についてただしたのに対し、「新聞折込みが一万二千二百部、メール便が二千二百九十八部である。」との答弁  
がありました。

二 電話交換業務委託料の内容についてただしたのに対し、「午前八時三十分から午後五時三十分まで電話交換業務を行っている。」との答弁  
がありました。また、それ以外の時間の電話交換業務についてただしたのに対し、「夜間等の電話交換は宿直業務に含まれている。」との答  
弁がありました。

三 U I J ターン住宅取得補助金の今後の見直しについてただしたのに対し、「この事業は、国から一〇〇パーセント補助をもらって行って  
いるが、今年度からは一般財源で行っているので見直しを含め検討していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、継続してもらいた  
いとの意見がありました。

四 講師謝礼と産業医謝礼の内容についてただしたのに対し、「職員研修の講師謝礼として、人権問題研修会が一回二万円、四回で八万円、採  
用試験面接官研修は一回で二十五万六千円、中堅職員研修が一回で十六万五千八百八十円、人事評価研修が一回で百三十九万七千四百円、ま

た、産業医謝礼については、月五万円、十二箇月で六十万円である。」との答弁がありました。

五 総務管理費の一般管理費から西吉野支所費に流用した理由についてただしたのに対し、「西吉野支所の職員の時間外勤務手当が予算を超えたため流用したものである。」との答弁がありました。

六 企画費の不用額が出ている要因についてただしたのに対し、「要因として大きく三点あるが、まず、報償費のふるさと寄附金お礼品代について当初予算が六百三十万円であったが足りないということで二千三百万円を補正したが、見込みと違い一千四百万円の不用額となった。次に、委託料の地域資源を生かした産業とブランド創造事業について五千八百万円の補正予算を組んだが、国費が付かなかつた分を執行しなかった。次に、負担金補助及び交付金の路線バス運行維持対策費補助金二百八十八万円と五條市UIJターンの住宅取得補助金四百万円が不用となったものである。」との答弁がありました。

七 大塔町地域づくり検討プロジェクト支援業務委託、(仮称)地域資源活用事業業務委託、新庁舎整備事業支援等業務委託の業務内容についてただしたのに対し、「まず、大塔町地域づくり検討プロジェクト支援業務委託の業務内容は、地域づくりの方向、公共施設整備方針や整備計画会議運営支援である。次に、(仮称)地域資源活用事業業務委託は、五新鉄道跡の三つのトンネルの調査費用である。最後に、新庁舎整備事業支援等業務委託は、新庁舎建設特別委員会や用地選定に係る資料等の作成業務である。」との答弁がありました。また、三つのトンネルの調査内容についてただしたのに対し、「目視及び打音による調査である。」との答弁がありました。また、有資格者に委託しているのかただしたのに対し、「コンサルタントに委託しており、有資格者が調査した。」との答弁がありました。

八 旧二見公民館解体撤去工事及び児童館横市有地建物解体撤去工事に掛かった平米単価についてただしたのに対し、「旧二見公民館解体撤去工事が平米単価一万七千六百七十二円、児童館横市有地建物解体撤去工事が平米単価一万二千十八円である。」との答弁がありました。

九 生活バス運行委託料における委託先、一日の運行回数及び延べ輸送人員についてただしたのに対し、「委託先は有限会社松島運送、運行回数の資料はないが年間運行日数は二百九十三日、年間乗車人員は一千二百四十六人、一日当たりの乗車人員が四・三人、一便当たりの乗車人員が〇・七人である。」との答弁があり、委員から、一人当たりの運賃を考えると高額である。システム自体を見直す必要がある。予算を組むときには良いシステムを考えてもらいたいとの意見がありました。

次に、民生費についてであります。

十 障害者相談支援事業の委託先についてただしたのに対し、「特定非営利活動法人吉野コスモス会に委託している。」との答弁がありました。また、相談件数と就労につながった件数についてただしたのに対し、「相談人数が百五十九人で、就労につながったのは一人である。」との答弁がありました。また、利用者の意見や感想を把握するためのアンケート調査についてただしたのに対し、「相談支援事業全体の相談内容のアンケートしか採っていない。」との答弁がありました。また、委員から、現在、就労に結びついていないので、現在の事業者の対応等について利用者の思いを把握し、今後の事業を考えてもらいたいとの意見がありました。

十一 野原東住民センターの職員一名の給料が低いことについてただしたのに対し、「年度途中に正規職員が病気休暇で人事異動になり、正規職員がいない状態であった。その間の対応については協議をして、人権施策課長が当該施設も併せて兼務することとなった。」との答弁があり、委員から、迅速な人員配置をお願いしたいとの意見がありました。

十二 結婚相談員への年間相談者数についてただしたのに対し、「平成二十七年度は二十三人である。」との答弁がありました。また、お見合い等に発展した人数についてただしたのに対し、「出会っていただいたのが四件あるが、結婚には至っていない。」との答弁がありました。また、相談者を増やす改善策についてただしたのに対し、「各種団体と協働して、効果的なイベントの開催等を検討していきたい。」との答弁がありました。

十三 子育て短期支援事業の委託内容についてただしたのに対し、「保護者等の急な事由により、子供を緊急的に預かる事業である。」との答弁がありました。また、多くの不用額が出ているが、市民への周知方法についてただしたのに対し、「窓口で相談があったときに制度について案内している状況であり、今後は、広報等について検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十四 医療扶助を受けている人数についてただしたのに対し、「平成二十七年度については月平均三百二世帯、年間で三千六百二十七世帯の方が医療扶助を受けている。」との答弁がありました。また、財源についてただしたのに対し、「国が四分の三となっている。」との答弁があり、委員から、しつかり自立支援できる体制をとって、医療扶助を少なくする努力をしてもらいたいとの意見がありました。

十五 各保育所遊具修繕工事の不用額についてただしたのに対し、「入札の結果、予算額より低い金額での落札となった。」との答弁がありました。また、遊具を修繕する目的についてただしたのに対し、「遊具の安全基準に見合うようにするためである。」との答弁があり、委員から、子供たちの安全のため遊具以外にも危険な箇所があるので取り組んでもらいたいとの意見がありました。

十六 放課後児童健全育成事業費の臨時雇賃金の人数及び目的についてただしたのに対し、「市内五箇所にある学童保育所の指導員十四名の賃

金である。」との答弁がありました。

昼食のため午前十一時四十五分に休憩し、午後零時五十八分から審査を再開しました。

次に、衛生費についてであります。

十七 基本構想策定業務委託料の内容についてただしたのに対し、「五條病院周辺地区整備事業の基本構想策定業務委託料である。」との答弁がありました。

十八 スズメバチ駆除費補助金の実績についてただしたのに対し、「駆除業者に支払った費用の二分の一を補助するもので、内訳としては、補助金額二千五百円が三件、五千円が八件、七千五百円が三件、一万円が十一件の合計二十五件である。」との答弁がありました。また、防護服の貸出しについてただしたのに対し、「防護服の貸出しも並行して行っており、問合せがあった時に両方とも説明し、選択してもらっている。」との答弁があり、委員から、高齢者等への負担軽減を検討してもらいたいとの意見がありました。

十九 斎場費の臨時雇賃金の不用額についてただしたのに対し、「当初は斎場費で事務補助二名を計上していたが、その内一名については一般管理費で計上する嘱託職員を配置したためである。」との答弁がありました。

二十 新し尿処理施設周辺環境整備事業交付金の内訳についてただしたのに対し、「二見地区自治連合会が事業主体となって行った新し尿処理施設周辺環境整備事業に対し、交付金として交付したものである。内訳としては、有限会社前田工務店が受注した大日町集会所進入路舗装工事百七万三千三百四十一円、株式会社宗部建設が受注した湧水場整備改修二百八十八万六千八百四十円、株式会社清和が受注した二見社社のり面測量二百九十一万六千円、小田造園が受注した二見社社のり面樹木伐採二百二十二万円、二見地区自治連合会が直接行った二見地区地域振興事業百万円である。」との答弁がありました。また、二見地区地域振興事業の内容についてただしたのに対し、「二見漁港魚市線のイベントに対するものである。」との答弁がありました。

二十一 各種がん検診の受診者数についてただしたのに対し、「胃がん検診が一千八十人、子宮がんの個別検診が六百三十七人、集団検診が五百五十八人、乳がんの個別検診が三百四十人、集団検診が七百二十七人、肺がん検診が一千三百五十六人、大腸がんの個別検診が九十一人、集団検診が二千四百八十五人である。」との答弁がありました。また、大腸がん検診の受診率及び受診者の負担額についてただしたのに対し、「受診率は一九パーセントで、負担額は集団検診が二百円、個別検診が四百円である。」との答弁があり、委員から、広く受診してもらえるように広報活動をお願いしたいとの意見がありました。

二十二 ごみ袋制作委託料の制作枚数についてただしたのに対し、「事業用のごみ袋を含めて、大が約九十万枚、小が約六十三万枚である。」との答弁がありました。また、単価についてただしたのに対し、「入札結果により変わるが、一枚当たり大が約十一円から十二円、小が約九円から十円ぐらいで推移している。」との答弁がありました。

二十三 ごみ袋發送委託料の内訳についてただしたのに対し、「市内の約二百件ある販売店舗に月二回發送しており、ごみ袋大が一箱三百円、小が一箱二百六十円で委託している。」との答弁がありました。

二十四 周辺地区環境整備工事の不用額の内容についてただしたのに対し、「浸出処理施設の整備工事の不用額である。」との答弁がありました。

二十五 刈草等堆肥化業務委託料の委託先及び堆肥の使い道についてただしたのに対し、「委託先は車谷自治会で、ひまわり園で使用している。最近、奈良県に特殊肥料として届出をしたので、今後は市民に提供していきたい。」との答弁がありました。また、市民に提供するのであれば、ある程度粉碎して袋詰めできるように考えてもらいたいとの意見に対し、「費用対効果も考慮しながら、粉碎機のリース等も考えてまいります。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十六 施業放置林整備事業委託料の委託先、事業内容及び不用額の内容についてただしたのに対し、「奈良県の森林環境税をもらって行っている事業で、委託先は五條市森林組合である。不用額については、当初、奈良県から四〇ヘクタールの事業として内示をもらっていたが、最終的には二三ヘクタールの事業となったことによる不用額である。」との答弁がありました。

二十七 県営ため池等整備事業負担金の負担割合と施業者についてただしたのに対し、「国が五〇パーセント、奈良県が三五パーセント、五條市が一五パーセントであり、施業者は株式会社オーテックである。」との答弁がありました。

二十八 林道整備費の工事請負費の明許繰越の理由についてただしたのに対し、「西吉野町の林道ウツギ谷線の工事であるが、平成二十七年十月に入札をして落札され、工事をする予定であったが、平成二十八年一月の大雪による積雪並びに時間雨量八〇ミリの大雨により面が崩落し、安全に配慮するため事業を一旦中止したことにより繰越事業となった。」との答弁がありました。また、施業者への負担についてただしたのに対し、「施業者、コンサルタント及び五條市の三者で協議をして、負担のないように対応した。」との答弁がありました。

二十九 多面的機能支援事業補助金の内容についてただしたのに対し、「平成二十七年度から新たに始まった国の事業である。中山間地域以外

の平坦な地域において、自治会で水路の補修や草刈り等をしてもらうことに対する補助金で、田の場合は一〇アール当たり三千円、畑の場合は一〇アール当たり二千円である。」との答弁がありました。また、実績についてただしたのに対し、「三十九集落で面積が一、三〇六ヘクタールである。」との答弁がありました。

三十 「奈良の木の積み木」作成業務委託料の内容についてただしたのに対し、「奈良県で作った積み木セットを新生児に交付し、木のすばらしさを知ってもらう三箇年のモデル事業で、財源については、奈良県が五〇パーセント、五條市が五〇パーセントである。平成二十七年度は百四十六人に交付した。」との答弁がありました。また、積み木の作成についてただしたのに対し、「昨年度は田原本町の業者が作成したが、今年度は五條市内の業者が作成する予定である。」との答弁がありました。

三十一 食肉処理加工施設維持管理業務委託料の内容についてただしたのに対し、「大平町自治会に委託しており、内容は食肉処理加工施設でお手伝いをしてもらっている賃金である。」との答弁がありました。また、食肉処理加工施設の今後の見通しについてただしたのに対し、「オープン当初は事業の進展がうまくいかなかったが、今年の一月になると収入から必要経費を全て引いてもプラスに転じた。また、五條市のPRを兼ねたジビエカレーも開発し、右肩上がりに移していくと予想している。」との答弁があり、委員から、この施設の当初の目的だけでなく、それ以上に良い方向に変わってきているので、更に推進してもらいたいとの意見がありました。

次に、商工費についてであります。

三十二 自転車観光促進事業委託料の実績についてただしたのに対し、「普通のレンタサイクルが二百三台、電動自転車が五十七台の合計二百六十台の利用があった。」との答弁がありました。また、利用者に行き先のアンケートや観光案内をしているのかただしたのに対し、「現在、アンケートは採っていないが、自転車をレンタルされるときに、観光名所等の案内はしている。」との答弁があり、委員から、サイクリングコース等の案内も含め利用促進を図ってもらいたいとの意見がありました。

三十三 時間外勤務手当の対象者数と時間数についてただしたのに対し、「対象者は五人で、時間数は一千七百六十九時間である。」との答弁がありました。また、他課と比べて時間外勤務が多い要因についてただしたのに対し、「イベント数が多いためその対応と様々な調査等々に対応する時間が必要となることが要因である。」との答弁がありました。また、イベントで五條野原青空市場と二見漁港魚市線に費やす時間についてただしたのに対し、「それぞれに職員が費やす時間の資料は持っていないが、土・日・祝日等にあるイベントについては全て職員が対応している状況である。」との答弁があり、委員から、五條市が補助金を出しているイベントなので、実行委員会が主になって事業をしてもら

い、担当課としては、本来の業務に従事し、時間外勤務の縮減に向け協議してもらいたいとの意見がありました。また、五條なんゅう祭については、担当課として本来すべきイベントの周知への取組をしてもらいたいとの意見がありました。

三十四 大塔道の駅外部階段塗装工事の内容についてただしたのに対し、「外部階段塗装工事、看板塗装改修及び街灯の鉄柱塗装改修工事で、施工業者は阪本塗装工業である。」との答弁がありました。

三十五 五條野原青空市場に対する市職員の負担についてただしたのに対し、「実行委員会がまだまだ不慣れということもあり手伝いをさせていただいており、負担に感じてはいない。五條市を活性化していきたい意気込みでやっている。」との答弁があり、委員から、有り難いが、できないことはできないと言ってもらいたいとの意見がありました。

三十六 基本構想策定業務委託料の内容についてただしたのに対し、「二見地区に新設された新し尿処理施設周辺整備事業を行うための基本構想策定業務で、旧川端駅、し尿処理施設の前の川端線の跡地及び旧し尿処理施設を取り壊した跡地の整備方法について基本構想を策定する業務である。」との答弁がありました。また、基本構想を策定するのに地元の要望を踏まえているのかただしたのに対し、「基本構想策定に当たり地元代表の委員にも参加していただいている。」との答弁がありました。また、旧川端駅というのは、計画しようとしている花咲寮の移転先の隣接地にある土地開発公社用地なのかただしたのに対し、「そのとおりであり、公園を造るということで基本設計業務委託の入札を依頼している。」との答弁がありました。また、公園の内容についてただしたのに対し、「防災的な広場を兼ねた公園整備を行うとともに、コミュニティセンター等を建設してもらいたいとの地元要望がある。」との答弁がありました。また、国が定めた浸水想定区域の拡充とも関連するので危機管理等も含めて検討が必要であることについてただしたのに対し、「公園としては、建設が進んでいる築堤の天端高と同じくらいの高さで整備したいと考えている。また、花咲寮の整備とリンクするような公園整備としていきたい。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

三十七 道路補修工事が繰越しされている理由についてただしたのに対し、「例えば、溝掃除や草刈り等が集中する四月から七月に掛けては、業者に頼めるところ以外にも早急に作業をする必要がある場合があり、建設課の職員が日中その作業をし、夜に事務をしていること等により、事務事業が遅延したものである。」との答弁がありました。また、予算の付け方が問題であり、草刈り等は委託してもできるものなので、事務手続の大事な部分に力を発揮すべきではないのかただしたのに対し、「本年度から進捗管理シート等によりしつかり進捗管理をしていく所存である。」との答弁がありました。

三十八 公園緑地管理委託料の内容についてただしたのに対し、「緑地や緑道等の高木・低木のせん定や草刈り等を行っており、三十三件中十六件をシルバー人材センターに委託した。」との答弁がありました。また、緑道は人が通行する所なので計画を立てて取り組んでいるのかただしたのに対し、「高木については毎年とはいかず、低木についてはできるだけ速やかに発注をするようにしているが、毎年きちっと刈れないところもある。」との答弁がありました。また、委員から、しっかり事業計画を立てて、来年度は根拠のある予算を計上してもらいたいとの意見がありました。

三十九 遊具保守点検業務委託料での点検場所についてただしたのに対し、「都市公園として管理をしている八箇所であり、二年掛けて一周りできるようにしている。」との答弁がありました。また、都市公園以外の児童遊園地の管理を自治会に年二万円で行ってもらっているが、遊具の修理も含んでいるのかただしたのに対し、「遊具の管理は公園緑地課で行っている。」との答弁がありました。また、自治会が要望すれば遊具の修理や新設もしてもらえるのかただしたのに対し、「修理できるものは予算の許す限り修理し、新設については予算化も考えていきたいが、高額になることも多いので地元と協議してまいりたい。また、児童数の減少により実際に余り使われていないような場合は、地元の了解を得て撤去だけをすることもある。」との答弁がありました。

四十 市街地一斉泥上げ廃棄物処分委託料に泥上げ費用も含むのか、また処分量についてただしたのに対し、「この委託料は処分費であり、処分量は六六立米で一〇トン車十台を使用した。」との答弁がありました。また、委託業者の選定方法及び市内業者の有無についてただしたのに対し、「委託業者は市外の業者で、市内には処分できる処分地を持っている業者がない。また、選定方法は一者見積である。」との答弁がありました。また、委員から、市外には他にも何者かあると思うので見積を取って調整してもらいたいとの意見がありました。

四十一 周遊観光拠点施設整備事業に掛かる工事請負費の繰越理由についてただしたのに対し、「国費の付き具合が悪かったため、起債に余裕のあった過疎債を充当し、繰り越したものである。」との答弁がありました。また、工事の内容についてただしたのに対し、「市道野原西一九号線の整備のため、五新鉄道跡の築堤を除去する工事である。」との答弁がありました。また、繰越した今年度の進捗状況についてただしたのに対し、「国が行っている吉野川の護岸の築堤工事において、区域内で産業廃棄物が発見され、その除去費用を新年度で予算計上するという状況である。築堤工事が終わるまでは地元から五新鉄道跡の築堤が堤防の代わりになるので撤去しないでもらいたいとの要望もあり、今年度については工事を一時中断することになった。」との答弁がありました。また、委員から、予算化する以上、確実な事業計画を立てて取り組むべきであるとの意見がありました。

四十二 周遊観光拠点施設整備事業で用地購入した場所についてただしたのに対し、「野原のパチンコ店跡の奥にある五新鉄道跡の築堤である。平米単価は九千五百円から一万六千円である。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

四十三 県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金の五條市の負担割合についてただしたのに対し、「約三・九パーセントである。」との答弁がありました。

四十四 時間外勤務手当の対象者についてただしたのに対し、「消防係二名及び消防団の操法訓練のために奈良県広域消防組合から派遣された二名の合計四名である。」との答弁がありました。また、年間三百六十時間を超える人数についてただしたのに対し、「消防係の二名である。」との答弁があり、委員から、極力年間三百六十時間以上の超過勤務とならないよう工夫を凝らしてもらいたいとの意見がありました。

四十五 全国女性消防団操法事業委託料には慰労会の費用が含まれるのかただしたのに対し、「含んでいない。」との答弁があり、委員から、慰労会に訓練の指導をしてもらった奈良県広域消防組合の職員に案内も行っていなかったこともあり、今後の事業に当たっては、認識を改めて取り組んでもらいたいとの意見がありました。

教育費、災害復旧費、公債費、予備費については質疑がありませんでした。

以上、一般会計歳出についての審査を終了し、引き続き、一般会計歳入についての審査を行いました。

四十六 学校給食費負担金で給食費の滞納額についてただしたのに対し、「平成二十七年度は三十三万四千七百四十五円の滞納があり、平成二十年度から平成二十七年までの合計では百二十三万一千三十九円となっている。」との答弁がありました。また、滞納者への徴収についてただしたのに対し、「学級担任及び教頭・校長が連携して納入依頼文書の送付及び電話による納入依頼を行うとともに、懇談会を通じて納入の指導を行っている。また、学校へ持参しない場合は、誓約書や返済計画書を提出してもらい家庭への訪問徴収を開始することになる。更に督促や催促に応じない保護者に対しては、法的措置の手続を考えていきたい。」との答弁がありました。また、学校の先生が徴収に当たるのは負担も大きいので、市で徴収の担当を決めて取り組んでいくような計画はないのかただしたのに対し、「子供が在学している間は、子供たちに配慮をしながら進めており、卒業してからは、学校・給食センター・教育委員会の職員が行くことになるが、できる限りという形で取り組んでいる。」との答弁があり、委員から、生活困窮により納められない方に対しては、自立支援の担当課とも協議して進めてもらいたいとの意見がありました。

四十七 五條市起業家支援施設使用料の収入が予算額に至らなかった理由についてただしたのに対し、「食堂ブースでの申込みが少なかつたためである。」との答弁がありました。また、大野屋に係る市職員が行う業務内容についてただしたのに対し、「広報、ホームページでの案内、朝夕の鍵の開閉等である。」との答弁があり、委員から、先般の答弁で指定管理も含めた検討が必要とあったが、指定管理に出す価値があるのかも十分考え、違う目的に取り組むことも含めて考えてもらいたいとの意見がありました。

四十八 中央体育館使用料の支払者についてただしたのに対し、「市外の方がフットサルで使用したものである。」との答弁がありました。引き続き各特別会計及び企業会計についての審査を行いました。

国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、墓地事業特別会計については質疑がありませんでした。次に、介護保険特別会計についてであります。

一 高額介護サービス費の対象者数及びサービスの内容についてただしたのに対し、「二箇月の介護保険サービス利用負担額の合計が上限を超えて高額になった場合、超過額を利用者に還付するもので、利用者は六百二十四名である。」との答弁がありました。

大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、財産に関する調書、企業会計については質疑がありませんでした。

以上が審査の概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について討論を省略して一括採決の結果、本件は全員一致をもって認定すべきものと決定し、午後三時五十一分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり認定されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）同第二号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第二号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち寒川英明委員の任期が、平成二十八年十二月十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めらるるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いいたく存じます。

寒川英明氏は、皆さんも御存じのとおり現在教育委員会委員として、五條市教育の発展のため、御尽力いただいているところであります。

また、平成六年から現在も学校医を務めていただいております。医師という職業を通じ児童・生徒及び教職員の健康保持、増進を図っていただいております。

人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して高い識見を有しておられ、教育委員として適任者であると考えております。

なお、任期につきましては平成二十八年十二月二十日から四年間であります。

議員各位には御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、推第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第二号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、小松靖幸委員の任期が、平成二十八年十二月三十一日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いいたしたく存じます。

小松靖幸氏は、五條市西中学校など本市の中学校の校長を歴任され、平成二十年一月から人権擁護委員を務めていただいております。人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解を有しており、人権擁護委員としての適任者であると考えてお

ります。

なお、任期につきましては平成二十九年一月一日から三年間であります。

議員各位には御理解をいただき、御推挙賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明と代えさせていただきます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

昼食及び意見調整のため、午後三時まで休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩に入る

午後二時五十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 発議第十一号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十八年九月二十九日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司  
賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝  
〃 養 田 全 康

○議長（吉田 正） 提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） ただいま上程されました発議第十一号、有害鳥獣対策の推進を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

有害鳥獣対策の推進を求める意見書（案）

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は二百億円程度で推移しています。

有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発しています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるもの、捕獲後の処理に掛かる負担や駆除が追いつかないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、下記の項目について強く要望します。

記

一、有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコールドイネーターを育成するとともに、必要

な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。

二．侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。

三．有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。

四．国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。

五．ジビエとして積極的に活用し、「六次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年九月二十九日

#### 五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この意見書ですけれども、確かに全国各地にみたら大変いいことが書いてあると思うのですけれども、今五條市においてジビエが六次産業として活躍して、また黒字ということで発展してきているのもよく分かるのですけれども、国内各地に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備することというふうな形になれば、せっかく黒字で伸びている六次産業の五條のジビエに悪影響を及ぼすのではないかなと、またそれであれば、食肉加工の有害鳥獣の肉の受け入れを他市に広めるなどして、この産業を更なる推進・発展という形に進めたいかなと、またそれではいかなと私の個人的な意見ですけれども。せっかく今ジビエの人気が出ている中で、各地に広がってしまったら五條のせっかくのおいしいお肉がちよつと低迷すると、また納税のあれでもやっているように、せっかく人気で足らないという状態が起り得る状況の中で他市からの受入れも広めるとか、そういうふうな形の広域化というのであれば、五條市のジビエの更なる発展というふうになってくると思うのですけれども。広域にしてしまうと、少し今のジビエの発展に妨げになるのではないかなと思うのですけれども、その辺ちよつと説明してもらえますか。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ただいま御指摘いただいた点でございます。

私もこの意見書作成に当たりましては、広域化ということでもちよつと悩んだ点もございましたけれども、五條市において今ジビエ、食肉加工処理をしていただいて販売に至っておる経緯というのは重々存じ上げております。

そしてジビエというものを多くの方が知っていたら、多くの方に消費していただく中において五條市もその中の一環として多くの方に買っていたら、より多くの販売網が開けていくのではないかと、多くの地域で食肉加工をすることによってより一層の一般の全国各地のシェアも広がっていく、そして需要も増えていくのではないかと考える次第でございますので、五條市だけで今販売しておるよりも、より多くのところで食肉加工をやっていたらジビエの、イノシシであり、そして鹿の加工処理場をたくさん造っていただいて、全国的にもう一度ジビエを見直すということが大事ではなからうかと考える次第でございます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立多数であります。

よつて本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 発議第十二号 市民の利便性を考えたみどり園へのごみ持込み方法等の改善を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年九月二十九日提出

提出者 五條市議会厚生建設常任委員会委員長 吉田雅範

○議長（吉田 正） 提案の趣旨説明を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十二号、市民の利便性を考えたみどり園へのごみ持込み方法等の改善を求める決議につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

市民の利便性を考えたみどり園へのごみ持込み方法等の改善を求める決議（案）

平成二十八年九月十六日に開催されました厚生建設常任委員会において、既に広報を通じ、市民の皆様にお知らせしている「みどり園へのごみ持込み方法と時間の変更について」事後報告を受けましたが、産業廃棄物や市外からの持込みなど、不正なごみの持込みを未然に防ぐことは大事であり、周辺地域を含む環境整備の上でも重要なことであると考えますが、ごみの持込み時間の変更については、市民も大変不便さを感じているところです。

みどり園へ直接搬入した市民にアンケート調査を行った結果、ごみの持込み理由について大半は、「便利である。」「収集時間に間に合わない。」などが挙げられており、子育て世帯や共働き世帯からの持込みや仕事の休憩時間を利用した持込みなどが背景にあると思われます。

今回のごみの持込み時間の変更は、市民へのサービス低下や利便性を悪化させ、時にはごみの不法投棄や集積場でのトラブル等を引き起こし、最終的には市民が利便性の良いところへ移り住み、人口減少の要因となりかねないと危惧するところです。

よって、今後も市民が快適で安心して暮らせるまちづくりのために、みどり園へのごみ持込みに係る申請手続の方法及び持込み時間の変更について、できる限り市民サービスの低下にならないような検討を求めるものである。

以上、決議する。

平成二十八年九月二十九日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第八、発議第十三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十三号 土砂搬入搬出中継事業に係る周辺住民の生活を守る決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年九月二十九日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧野雅一

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十三号、土砂搬入搬出中継事業に係る周辺住民の生活を守る決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

土砂搬入搬出中継事業に係る周辺住民の生活を守る決議（案）

本年九月五日より大野新田町で開始された土砂搬入搬出中継事業によって、進入路として通行される市道は、整備途中で側溝も表面舗装も未完成の上、市水道管・個人水道管が付設されており、道路の一部は民有地を無断で使用している現状でもあります。

このような状況下で道路幅約三・六メートルの狭い道路を大型・中型車両が一日数十台出入りされ、生活道路として使用していた住民は道路状況が悪化し、通行に危険を感じ細い道への迂回を強いられ、住川・大淀線の幹線道路上には、タイヤに付いた土砂が持ち出され、また一般通行車両に度々危険を感じさせ、乾燥した日の土砂は粉じんとなり近隣住民の迷惑にもなっています。

市道を利用されます周辺住民や通行車両などへの安全・生活環境確保のためにも迅速な対策が必要です。

また、当市における残土処分問題としては田殿町残土処分場において、地域住民より奈良地方裁判所五條支部に仮処分の申請がなされ、奈良県知事からも是正計画書の提出を求められています。

当市議会においても、先の厚生建設常任委員会が中心となり現地を視察し、様々な対応策について意見交換を行っております。

よって、五條市として周辺住民が安心して暮らせる生活環境を取り戻し、通行車両の交通安全のためにも迅速な市道使用改善指導とともに、市道整備を早急に進めることを求めるものであります。

以上、決議する。

平成二十八年九月二十九日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。本定例会の会期は十月三日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います  
ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十七年五條市各会計決算認定を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたしたいと思います。

ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十八年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、慎重審議を賜り、誠にありがとうございます。

九月七日に開会されました、このたびの定例会におきましては、条例の廃止を始め、平成二十八年度一般会計及び特別会計補正予算、並びに平成二十七年各会計歳入歳出決算認定等について、可決、承認をいただきました。また、教育委員会委員、人権擁護委員の選任等に、同意を得ましたことに、心からお礼申し上げます。

本定例会中に議員各位から賜りました、御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため、御協力の程よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、朝夕めつきりと涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日もあり、夏の疲れが出る頃でもございます。

議員各位におかれましては、十分お身体には御自愛をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのために、より一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶いたします。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正） これをもちまして、平成二十八年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。  
午後三時十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田 正

署名議員 益田 吉博

署名議員 大谷 龍雄

署名議員 養田 全康

